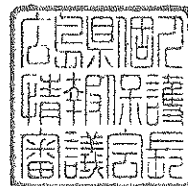




広 個人審議第2号
平成30年2月23日

広島県知事様

広島県個人情報保護審議会
会長 横藤田 誠



特定個人情報保護評価書に記載された特定個人情報ファイルの
取扱いに関する事項について（答申）

平成29年12月14日付け税務第570号で諮問の「地方税（県税）関係事務に係る全項目評価書（以下「本評価書」という。）」に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、本評価書に重要な変更を加えることとなったため、特定個人情報保護評価指針（平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号）第10の1（2）に掲げられた審査の観点等に基づき、当該重要な変更に係る項目を中心に次のとおり審査し、適当と認めます。

1 審査内容

（1）本評価書の適合性について

しきい値判断、実施主体は適切であり、実施時期及び住民からの意見聴取についても特定個人情報保護評価指針に適合している。また、本評価書には公表しない部分はなく、必要な項目全てについて記載されている。

（2）本評価書の妥当性について

- ・ 本評価書の対象である「地方税に関する事務」について、当該事務の内容や当該事務における特定個人情報ファイル（税務システムデータベースファイル）の流れが具体的に記載されている。
- ・ 特定個人情報ファイル（税務システムデータベースファイル）の取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置について具体的に記載されており、また、その措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、住民の信頼の確保という評価の目的に照らし、妥当なものと認められる。

2 付言

- （1）個人のプライバシー等の権利利益の侵害に対する住民の懸念を払拭し、特定個人情報の漏えい等による被害の発生を未然に防止するため、実施機関においては、本評価書に記載されたリスク対策を確実に実行すること。
- （2）情報システムの更新に際しては、セキュリティレベルが低下し個人情報の漏えい等のリスクが高まることも予想されることから、必要なセキュリティ対策を講じ、情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持を図りつつ、新システムへの移行作業を円滑に進めること。

3 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 12 月 14 日	・ 諮問を受けた。
平成 29 年 12 月 27 日 (第 2 回審議会)	・ 実施機関から説明を受けた。 ・ 諮問の審議を行った。
平成 30 年 2 月 9 日 (第 3 回審議会)	・ 諮問の審議を行った。

4 広島県個人情報保護審議会委員名簿

(五十音順)

氏 名	職 業	備 考
岩 下 智 伸	広島県議会議員	県議会の議員
谷 村 武 士	広島県商工会議所連合会幹事長	事業者を代表する者
藤 岡 達 麻	弁護士	学識経験を有する者
前 田 香 織	広島市立大学大学院情報科学研究科教授	学識経験を有する者
森 永 康 子	広島大学大学院教育学研究科教授	学識経験を有する者
横 藤 田 誠 (会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授	学識経験を有する者